# 会社法第 782 条第 1 項及び
# 会社法施行規則第 184 条に定める書類
# （株式交換に係る事前開示書類）

2026 年 11 月 19 日

月島ホールディングス株式会社

# 会社法第 782 条第１項及び会社法施行規則第 184 条に定める書類
# （株式交換に係る事前開示書類）

2026 年 11 月 19 日

東京都中央区晴海三丁目５番１号
月島ホールディングス株式会社
代表取締役社長　　川﨑　淳

月島ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）は、2026 年９月 30 日開催の取締役会において、三菱化工機株式会社（以下「三菱化工機」といい、当社と三菱化工機を総称して、以下「両社」といいます。）との間で、2027 年４月１日（予定）をもって、対等の精神に基づいた経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を実施すべく、経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）を締結すること、及び、本経営統合のための一連の取引の一環として、三菱化工機を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で三菱化工機との間で本経営統合契約及び株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第 782 条第１項及び会社法施行規則第 184 条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

なお、三菱化工機は、2027 年４月１日付で、本株式交換の実行に先立って、三菱化工機を吸収分割会社、2026 年９月 30 日に設立した三菱化工機の完全子会社であるＭＫＫネクスト株式会社（以下「分割準備会社」といいます。）を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により、三菱化工機を持株会社化するために必要な一部の機能に係る事業を除く一切の事業に関する権利義務を分割準備会社に承継して三菱化工機を持株会社化する予定です。

記

Ⅰ．株式交換契約の内容（会社法第 782 条第１項第３号）

別紙１のとおりです。

Ⅱ．交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第１項第１号、第３項）

１．交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第３項第１号）

（１）本株式交換に係る割当ての内容

| | 三菱化工機（株式交換完全親会社） | 当社（株式交換完全子会社） |
|---|---|---|
| 本株式交換に係る交換比率 | 1 | 0.88 |
| 本株式交換により交付する株式数 | 三菱化工機の普通株式：34,811,735株（予定） | |

（注１） 株式の割当比率

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）１株に対して三菱化工機の普通株式（以下「三菱化工機株式」といいます。）0.88 株を割当て交付いたします。但し、上記株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、その算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上で変更することがあります。本株式交換比率を変更することを決定した場合には直ちに開示いたします。

（注２） 本株式交換により交付する株式数

三菱化工機株式34,811,735株（予定）

上記の普通株式数は、2026年６月30日時点における当社株式の発行済株式総数（40,125,800株）及び自己株式数（567,010株）に基づいて算出しております。

三菱化工機は、本株式交換に際して、三菱化工機が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の当社の株主の皆様に対し、その保有する当社株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の三菱化工機株式を割当て交付する予定です。また、交付する三菱化工機株式については、三菱化工機が保有する自己株式を一部充当するとともに、新たに普通株式34,151,480株の発行を行う予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会の決議により、基準時の直前時において当社が保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第１項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時をもって消却することを予定しているため、実際に三菱化工機が交付する普通株式数は今後修正される可能性があります。

（注３） 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、三菱化工機の単元未満株式を保有する株主が新たに生

じることが見込まれますが、金融商品取引所市場において売却することはできません。三菱化工機の単元未満株式を保有することとなる当社の株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以後、以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第１項の規定に基づき、三菱化工機に対し、保有されている単元未満株式の買取りを請求することができます。

② 単元未満株式の買増制度（１単元への買増し）

会社法第194条第１項の規定及び三菱化工機の定款の規定に基づき、三菱化工機が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有することとなる単元未満株式の数と併せて１単元株式数（100株）となる数の株式を三菱化工機から買い増すことができます。

（注４） １株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、三菱化工機株式１株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、三菱化工機が１株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

（２）本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、上記「１.交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第３項第１号）」の「（１）本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定にあたり、本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社は野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、三菱化工機は三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。

当社は、下記「３.当社の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第184条第３項第３号）」の「（１）公正性を担保するための措置」の「①独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関である野村證券から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言、及び下記「３.当社の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第184条第３項第３号）」の「（１）公正性を担保するための措置」の「②独立した法律事務所からの助言」に記載の西村あさひ法律事務所・外国法共同事業からの法的助言、並びに当社及びそのアドバイザーが三菱化工機に対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「１.交換対価

の総数又は総額の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第３項第１号）」の「（１）本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率は妥当であり、本株式交換は当社の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至りました。

三菱化工機は、下記「３.当社の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第184条第３項第３号）」の「（１）公正性を担保するための措置」の「①独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言、及び下記「３.当社の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第184条第３項第３号）」の「（１）公正性を担保するための措置」の「②独立した法律事務所からの助言」に記載のアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業からの法的助言、並びに三菱化工機及びそのアドバイザーが当社に対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「１．交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第３項第１号）」の「（１）本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率は妥当であり、本株式交換は三菱化工機の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至りました。

このように、両社は、それぞれ第三者算定機関による算定・分析結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、将来の見通し、株価動向等の要因を総合的に勘案し、両社間で慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「１.交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第３項第１号）」の「（１）本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率は妥当であり、本株式交換は両社の株主の皆様の利益に資するものとの判断に至り、2026年９月30日開催の両社の取締役会において本経営統合契約及び本株式交換契約の締結について決議の上、本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。

② 算定に関する事項

ａ．算定機関の名称及び両社との関係

野村證券及び三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券のいずれも、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

ｂ．算定の概要

野村證券は、両社の株式がそれぞれ、株式会社東京証券取引所（以下「東

京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）をそれぞれ採用して算定を行いました。

各算定手法における三菱化工機株式の１株当たり株式価値を１とした場合の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりです。

| 採用手法 | 株式交換比率の算定レンジ |
|---|---|
| 市場株価平均法 | 0.79～0.83 |
| 類似会社比較法 | 0.66～0.80 |
| ＤＣＦ法 | 0.84～1.28 |

なお、市場株価平均法については、2026 年９月 29 日を算定基準日として、両社株式の東京証券取引所プライム市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近５営業日、１か月間、３か月間及び６か月間の各期間の取引日における終値単純平均を採用しております。

ＤＣＦ法については、当社より提供された事業計画及び三菱化工機から提供され当社により確認された事業計画に基づいて、両社が生み出す将来のキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて企業価値を評価しております。

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に両社から提供された一切の情報が正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、2026 年９月 29 日現在までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものであり、また、両社の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の各々の経営陣により、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討及び確認されたこと、それらの予測に従い当社及び三菱化工機の財務状況が推移することを前提としております。

また、野村證券がＤＣＦ法による算定の前提とした両社の事業計画には、本株式交換によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、野村證券がＤＣＦ法による算定の前提とした 2027 年３月期から 2030 年３月期までの当社の事業計画及び 2027 年３月期から 2030 年３月期までの三菱化工機の事業

計画については、前事業年度比で大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、当社においては、2028 年３月期において、運転資本の増加幅の縮小及び設備投資額の減少による大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加、2030 年３月期において、運転資本の増加幅の縮小による大幅なフリー・キャッシュ・フローの増加を見込んでおります。三菱化工機においては、2028 年３月期以降に設備投資額が減少していくことに起因して、2029 年３月期及び 2030 年３月期において、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社には比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「ＤＣＦ分析」といいます。）をそれぞれ採用し、算定を行いました。

市場株価分析については、2026 年９月 29 日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日までの１か月間、３か月間及び６か月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しております。

ＤＣＦ分析における価値算定の際には、両社が算定目的で使用することを了承した、両社の経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、両社に対するデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。なお、算定の際に前提とした両社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、各手法による当社株式１株に対して割り当てる三菱化工機株式の数の算定レンジは、以下のとおりとなります。

| 採用手法 | 株式交換比率の算定レンジ |
|---|---|
| 市場株価分析 | 0.79～0.83 |
| 類似企業比較分析 | 0.52～1.23 |
| ＤＣＦ分析 | 0.70～1.24 |

（注）三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析及びその基礎となる株式交換比率の分析は、三菱化工機の取締役会の参考に資するためにのみ同取締役会に宛てたものです。当該分析は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券又はその関係会社による財務上の意見又は推奨を構成す

るものではなく、当社又は三菱化工機の株主に対して、本株式交換への賛同並びに株式の譲渡及び譲受け、議決権の行使等の株主権行使、本株式交換に対する同意・その他の関連する事項について意見を述べたり、また、推奨を行ったりするものでもありません。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、株式交換比率の分析・算定に際し、既に公開されている情報又は当社若しくは三菱化工機によって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証を行っておりません。また、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、財務予測につき、両社の将来の財務状況に関する提供された時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、両社の経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、当社、三菱化工機及びそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析は、株式交換比率算定書の算定基準日現在における経済、金融、市場、その他の状況を前提としており、かつ、同日現在において三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同日以降に発生する事象が三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析及び株式交換比率算定書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、株式交換比率算定書及び分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。加えて、株式交換比率算定書の作成及びその基となる分析は、複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。当社及び三菱化工機が 2026 年９月 30 日付で公表した「月島ホールディングス株式会社と三菱化工機株式会社の経営統合に関する経営統合契約及び株式交換契約の締結、並びに三菱化工機株式会社の吸収分割による持株会社体制への移行、商号変更その他の定款の一部変更及び代表取締役の異動に関するお知らせ」並びに本書で記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、当社又は三菱化工機の実際の価値に関する三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできません。

２．交換対価として当該種類の財産を選択した理由（会社法施行規則第 184 条第３項第２号）

両社は、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社となる三菱化工機の普通株式を選択いたしました。

当社は、三菱化工機株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も引き続き同市場において取引が可能であること、及び、当社の株主の皆様が本経営統合に伴うシナジーを享受することも期待できることから、上記選択は適切であると考えております。

なお、本株式交換の結果、本株式交換の効力発生日である 2027 年４月１日をもって、三菱化工機は当社の発行済普通株式の全部を取得する予定です。それに先立ち、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て 2027 年３月 30 日に上場廃止（最終売買日は 2027 年３月 29 日）となる予定です。一方で、本株式交換の対価である三菱化工機株式は、東京証券取引所プライム市場に上場されており、引き続き同市場にて取引が可能です。

当社株式の上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引をすることができなくなりますが、本株式交換により当社の株主の皆様に割り当てられる三菱化工機株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、基準時において当社株式を 114 株以上保有し、本株式交換により三菱化工機株式の単元株式数である 100 株以上の三菱化工機株式の割当てを受ける当社の株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方で、基準時において、114 株未満の当社株式を保有する当社の株主の皆様には、三菱化工機株式の単元株式数である 100 株に満たない三菱化工機株式が割り当てられます。そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することになる株主の皆様は、三菱化工機に対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができます。また、三菱化工機が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有することとなる単元未満株式の数と併せて１単元株式数となる数の株式を三菱化工機から買い増すこともできます。詳細については、上記「１．交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第３項第１号）」の「（１）本株式交換に係る割当ての内容」の「（注３）単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い１株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「１．交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第３項第１号）」の「（１）本株式交換に係る割当ての内容」の「（注４）１株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である 2027 年３月 29 日（予定）までは、

東京証券取引所プライム市場において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他の関連法令に定める適法な権利を行使することができます。

３．当社の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第 184 条第３項第３号）

（１）公正性を担保するための措置

両社は、本株式交換の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

①　独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、本株式交換の公正性・妥当性を担保するために、両社から独立した第三者算定機関である野村證券より、2026年９月29日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「１．交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第３項第１号）」の「（２）本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「②算定に関する事項」をご参照ください。

他方、三菱化工機は、本株式交換の公正性・妥当性を担保するために、両社から独立した第三者算定機関である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券より、2026年９月29日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「１．交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第３項第１号）」の「（２）本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「②算定に関する事項」をご参照ください。

②　独立した法律事務所からの助言

当社は、取締役会における本経営統合に係る意思決定の公正性・適法性を担保するために、法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所・外国法共同事業より、本経営統合の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

他方、三菱化工機は、取締役会における本経営統合に係る意思決定の公正性・適法性を担保するために、法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業より、本経営統合の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

なお、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業は、いずれも両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

（２）利益相反を回避するための措置

本株式交換にあたって、当社と三菱化工機の間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

４．株式交換完全親会社となる三菱化工機の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第３項、会社法第 768 条第１項第２号）

本株式交換により増加する三菱化工機の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い、三菱化工機が別途定める金額といたします。かかる取扱いは、三菱化工機の財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

Ⅲ．交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 184 条第１項第２号、第４項）

１．三菱化工機の定款の定め（会社法施行規則第 184 条第４項第１号イ）

別紙２のとおりです。

２．交換対価の換価の方法に関する事項（会社法施行規則第 184 条第４項第１号ロ）

（１）交換対価を取引する市場

三菱化工機株式は、東京証券取引所プライム市場において取引されております。

（２）交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

三菱化工機株式は、全国の各金融商品取引業者（証券会社等）において取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

（３）交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときは、その内容

該当事項はありません。

３．交換対価に市場価格があるときは、その価格に関する事項（会社法施行規則第 184 条第４項第１号ハ）

本株式交換契約の締結を公表した日（2026 年９月 30 日）の前営業日（2026 年９月 29 日）を基準として、１か月間、３か月間及び６か月間の東京証券取引所プライム市場における三菱化工機株式の終値の平均（１円未満の端数については四捨五入してお

ります。）は、それぞれ 3,338 円、3,334 円及び 3,384 円です。また、三菱化工機株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト（https://www.jpx.co.jp/）等でご覧いただけます。

４．株式交換完全親会社の過去５年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容（会社法施行規則第 184 条第４項第１号ニ）

三菱化工機は、いずれの事業年度においても金融商品取引法第 24 条第１項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

Ⅳ．株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第１項第３号、第５項）

本株式交換において株式交換完全子会社となる当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

Ⅴ．計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 184 条第１項第４号、第６項）

１．株式交換完全親会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 184 条第６項第１号）

（１）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙３のとおりです。

（２）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（３）最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

①　本経営統合契約及び本株式交換契約の締結

三菱化工機は、2026 年９月 30 日開催の取締役会において、本経営統合に関し、三菱化工機を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で両社間において本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙１のとおりです。

また、三菱化工機は、同日開催の取締役会において、三菱化工機を吸収分割会社、三菱化工機の完全子会社である分割準備会社を吸収分割承継会社とする本吸

収分割を行うことを決議し、同日付で本吸収分割に関する吸収分割契約を締結いたしました。

② 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少

三菱化工機は、2026 年 10 月 30 日開催の取締役会において、2027 年３月 31 日（予定）を効力発生日として、（ⅰ）資本金の額を 3,856,975,000 円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替え、（ⅱ）資本準備金の額を 4,202,882,463 円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替え、また、（ⅲ）利益準備金の額を 840,382,512 円減少し、同額を繰越利益剰余金に振り替える旨の議案を、2026 年 12 月４日開催予定の同社臨時株主総会に付議することを決定いたしました。

③ 資本準備金の額の減少

三菱化工機は、2026 年 10 月 30 日開催の取締役会において、2027 年４月１日（予定）を効力発生日として、資本準備金の額を 43,000,000,000 円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替える旨の議案を 2026 年 12 月４日開催予定の同社臨時株主総会に付議することを決定いたしました。

④ 剰余金の配当

三菱化工機は、2026 年６月 26 日開催の定時株主総会における決議に基づき、同年３月 31 日を基準日、同年６月 29 日を効力発生日とする１株当たり 75 円、配当総額 1,731 百万円の剰余金の配当を行いました。

２．株式交換完全子会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第 184 条第６項第２号イ）

（１）本経営統合契約及び本株式交換契約の締結

当社は、2026 年９月 30 日開催の取締役会において、本経営統合に関し、三菱化工機を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で両社間において本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。

（２）自己株式の取得に係る事項の決定

当社は、2026 年９月 30 日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項を決定いたしました。2026 年 10 月５日から 2027 年３月 19 日までの取得期間において、当社株式 1,000,000 株（上限）を取得価額 30 億円（上限）で取得する予定です。

（３）譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2026 年６月 24 日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を行うことを決議し、2026 年７月 17 日に払込手続が完了いたしました。当該処分の概要は以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| １．処分する株式の種類及び数 | 当社株式43,433株 |
| ２．処分価額 | １株につき2,634円 |
| ３．処分総額 | 114,402,522円 |
| ４．処分先及びその人数並びに処分株式の数 | 当社の取締役（社外取締役を除く） ２名 9,726株<br>当社の執行役員５名 2,237株<br>当社子会社の取締役の一部 23名 31,470株 |
| ５．処分期日 | 2026年７月17日 |

（４）剰余金の配当

当社は、2026 年５月 12 日開催の取締役会における決議に基づき、同年３月 31 日を基準日、同年６月４日を効力発生日とする１株当たり 43 円、配当総額 1,701 百万円の剰余金の配当を行いました。

VI. 会社法第 789 条第１項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者があるときは、株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 184 条第１項第５号）

会社法第 789 条第１項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者が存在しないため、該当事項はありません。

以　上

別紙１：株式交換契約書
次頁以降をご参照ください。

# 株式交換契約書

月島ホールディングス株式会社(以下「甲」という。)及び三菱化工機株式会社(以下「乙」という。)は、2026 年 9 月 30 日(以下「本契約締結日」という。)付で、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第 1 条　(本株式交換)

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、乙を株式交換完全親会社、甲を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、乙は、本株式交換により、甲の発行済株式の全部を取得する。

第 2 条　(商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1)　甲(株式交換完全子会社)

商号：月島ホールディングス株式会社

住所：東京都中央区晴海三丁目 5 番 1 号

(2)　乙(株式交換完全親会社)

商号：三菱化工機株式会社

住所：神奈川県川崎市川崎区大川町 2 番 1 号

第 3 条　(本株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

1.　乙は、本株式交換に際して、本株式交換により乙が甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における甲の株主(第 7 条に基づく甲の自己株式の消却後の株主をいう。以下本条において同じ。)に対して、その保有する甲の普通株式に代わり、その保有する甲の普通株式の数の合計に 0.88 を乗じて得た数の乙の普通株式を交付する。

2.　乙は、本株式交換に際して、基準時における甲の株主に対して、その保有する甲の普通株式に代わり、その保有する甲の普通株式 1 株につき、乙の普通株式 0.88 株の割合をもって、乙の普通株式を割り当てる。

3.　前二項の規定に従い乙が甲の株主に対して割り当てるべき乙の普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、乙は会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第 4 条　(乙の資本金及び準備金に関する事項)

本株式交換により増加する乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い乙が別途定める金額とする。

第5条　（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2027年4月1日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙は、協議し合意の上で、これを変更することができる。

第6条　（株主総会の承認）

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、会社法第795条第1項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。

第7条　（自己株式の消却）

甲は、本効力発生日の前日までに開催される甲の取締役会の決議により、基準時の直前の時点までにおいて自らが保有する自己株式の全部（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により甲が取得する自己株式を含む。）を、基準時の直前の時点において消却する。

第8条　（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生し又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上で、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条　（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、（ⅰ）甲若しくは乙の株主総会において本契約若しくは本株式交換に必要な事項に関する承認が得られなかった場合、（ⅱ）法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づき乙が本株式交換に関して行う届出に係る待機期間が本効力発生日の前日までに終了しない場合及び公正取引委員会により排除措置命令等の本株式交換を妨げる措置又は手続がとられた場合を含む。）、又は、（ⅲ）前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第 10 条 （準拠法及び管轄合意）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。また、本契約に起因又は関連して発生する一切の紛争に関しては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 11 条 （協議事項）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項について疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に則り、誠実に協議の上解決するものとする。

〔本頁以下余白〕

以上を証するため、本契約書 2 通を作成し、各当事者が記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 9 月 30 日

甲：　東京都中央区晴海三丁目 5 番 1 号
月島ホールディングス株式会社
代表取締役社長社長執行役員　川﨑　淳

以上を証するため、本契約書 2 通を作成し、各当事者が記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 9 月 30 日

乙：　神奈川県川崎市川崎区大川町 2 番 1 号
三菱化工機株式会社
代表取締役　社長執行役員　田中　利一

別紙２：三菱化工機の定款
次頁以降をご参照ください。

# 定　　款

三菱化工機株式会社

# 三菱化工機株式会社定款

## 第１章　総　則

（商　号）

第１条　本会社は三菱化工機株式会社と称し、英文では Mitsubishi Kakoki Kaisha, Ltd. とする。

（目　的）

第２条　本会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 石油精製、石油化学、ガス、製鉄、原子力、肥料工業、食品工業、医薬品工業その他各種化学工業用並びに一般産業用装置、機器の製造、修理及び販売
2. 大気汚染防止装置、水処理装置、廃棄物処理装置その他公害防止並びに環境改善装置、機器の製造、修理及び販売
3. 遠心分離機、過機、乾燥機、攪拌機、集塵機、洗浄機その他一般機械器具の製造、修理及び販売
4. 照明器具の製造、修理及び販売
5. 各種高圧ガスの製造及び販売
6. 光学部品、機械部品、工具、装身具その他ガラス・金属・プラスチック等の製品の蒸着加工並びに蒸着製品の製造及び販売
7. 土木、建築、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、機械器具設置、水道施設、清掃施設、とび・土工、塗装等の各工事に関する設計、監理及び施工
8. 前各号に掲げるもののエンジニアリング業務並びに賃貸
9. 建物、構築物、産業用装置、機械器具、部品類の洗浄業務
10. 化学薬品、動植物からの抽出成分及びこれらを配合した消臭剤・芳香剤等化学製品並びに医薬品、医薬部外品並びにでんぷん食品・たんぱく食品・ビタミン食品・カルシウム食品等加工食品、食品添加物、飼料、飼料添加物の製造及び販売
11. 前各号に掲げるもののコンサルティング業務並びに技術の販売
12. 損害保険代理業務
13. 建材、事務用消耗品、工具・溶接用補助材料・油類等工場用消耗品、衣料品及び日用品雑貨の売買
14. 各種廃棄物の処理に関する業務
15. 不動産の売買、賃貸及び管理
16. 発電及び売電に関する業務
17. 前各号に掲げるものの代理及び仲立業務
18. 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　本会社は本店を神奈川県川崎市川崎区に置く。

（機　関）
第４条　本会社は株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。
１．取締役会
２．監査等委員会
３．会計監査人
（公告方法）
第５条　本会社の公告方法は電子公告とする。但し事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第２章　株　式

（発行可能株式総数）
第６条　本会社の発行可能株式総数は48,000,000株とする。
（自己の株式の取得）
第７条　本会社は会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
（単元株式数）
第８条　本会社の単元株式数は100株とする。
（単元未満株式についての権利）
第９条　本会社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
１．会社法第189条第２項各号に掲げる権利
２．会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
（株式取扱規程）
第10条　本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の他、取締役会において定める株式取扱規程による。
（株主名簿管理人）
第11条　本会社は株主名簿管理人を置く。
株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。

## 第３章　株　主　総　会

（招集の時期等）
第12条　定時株主総会は毎年６月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時招集する。
（定時株主総会の基準日）
第13条　本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

（招集者及び議長）
第14条　株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議により取締役会長又は社長執行役員がこれを招集し、その議長となる。
取締役会長又は社長執行役員に差支えがあるときはあらかじめ取締役会で定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。
（電子提供措置等）
第15条　本会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
本会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（決議の方法）
第16条　株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
会社法第309条第２項に定める決議は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
（議決権の代理行使）
第17条　株主は本会社の議決権を有する他の株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。
株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

## 第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）
第18条　本会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。
本会社の監査等委員である取締役は４名以内とする。
（取締役の選任）
第19条　取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。
取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。
（取締役の任期）
第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
監査等委員である取締役の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役及び取締役会長）
第21条　取締役会はその決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を若干名選定する。
代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。
取締役会はその決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長１名を定めることができる。
（取締役会の招集）
第22条　取締役会は取締役会長が招集し、その議長となる。
取締役会長に差支えがあるとき又は欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。
取締役会の招集通知は期日の少くとも３日前に各取締役に対し発する。但し緊急の場合にはこれを短縮することができる。
（取締役会の決議の省略）
第23条　本会社は会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
（重要な業務執行の決定の委任）
第24条　本会社は会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（取締役の責任免除）
第25条　本会社は会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
本会社は会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（執行役員）
第26条　本会社は執行役員を定め、本会社の業務を分担して執行させることができる。
（社長執行役員）
第27条　取締役会はその決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は執行役員の中から社長執行役員１名を定める。

## 第5章　監 査 等 委 員 会

（監査等委員会の招集）
第28条　監査等委員会の招集通知は期日の少くとも３日前に各監査等委員に対し発する。但し緊急の場合にはこれを短縮することができる。
（常勤の監査等委員）
第29条　監査等委員会はその決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

## 第6章　会　計　監　査　人

（会計監査人の選任）

第30条　会計監査人は株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第31条　会計監査人の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## 第7章　計　　算

（事業年度）

第32条　本会社の事業年度は毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第33条　本会社の期末配当の基準日は毎年３月31日とする。

（中間配当）

第34条　本会社は取締役会の決議によって毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる。

（除斥期間）

第35条　配当財産が金銭である場合はその支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、本会社は支払の義務を免れるものとする。

## 附　　則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第１条　本会社は会社法第426条第１項の規定により、平成28年６月開催の第92回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

（監査役の責任限定契約に関する経過措置）

第２条　平成28年６月開催の第92回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 制定　昭和24年９月１日 | 改正　昭和37年11月29日 | 改正　平成７年６月29日 | 改正　平成27年６月26日 |
| 改正　昭和24年９月15日 | 改正　昭和45年11月27日 | 改正　平成10年６月26日 | 改正　平成28年６月29日 |
| 改正　昭和26年11月29日 | 改正　昭和46年５月28日 | 改正　平成14年６月27日 | 改正　平成29年６月29日 |
| 改正　昭和31年５月29日 | 改正　昭和49年11月29日 | 改正　平成15年６月27日 | 改正　令和４年６月29日 |
| 改正　昭和31年９月11日 | 改正　昭和50年５月30日 | 改正　平成16年６月29日 | 改正　令和７年４月１日 |
| 改正　昭和31年11月30日 | 改正　昭和57年６月29日 | 改正　平成18年６月29日 | 改正　令和７年６月27日 |
| 改正　昭和32年11月29日 | 改正　昭和61年６月27日 | 改正　平成19年６月28日 | |
| 改正　昭和34年11月30日 | 改正　平成３年６月27日 | 改正　平成21年６月26日 | |
| 改正　昭和35年11月28日 | 改正　平成６年６月29日 | 改正　平成25年６月27日 | |

別紙３：三菱化工機の最終事業年度に係る計算書類等
次頁以降をご参照ください。

# 事業報告（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

# 1．企業集団の現況に関する事項

**(1) 事業の経過及びその成果**

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり緩やかに回復しました。民間設備投資は堅調に推移しましたが、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響等が景気下押しリスクとなり、また、米国の通商政策をめぐる動向、年度末には中東情勢が緊迫化しエネルギー価格が高騰するなど、先行き不透明な状況が続きました。

このような事業環境の下、当社グループは、受注の確保及び手持案件の着実な遂行への取り組みを通じて、営業利益の確保と業績向上に努めました。また、本年度を初年度とする「中期経営計画（2025年度～2027年度）」を策定・公表し、計画達成に向けた活動を開始いたしました。中期経営計画の当社グループ内への一層の理解・浸透を図るため代表取締役自ら全従業員と対話するタウンホールミーティングを実施するとともに、戦略的事業領域のさらなる推進・拡大に向けて新たな報告セグメントとしてGX（グリーントランスフォーメーション）事業を追加し、脱炭素案件創出への取り組み姿勢を明確にいたしました。あわせて、当社グループの認知度向上を目的とした社外へのさまざまな情報発信、ステークホルダーとの対話を重視したIR・SR活動の展開等を通じて、企業価値向上に努めてまいりました。また、本社・川崎製作所の再編計画の実施を決定し、建設工事に着手いたしました。

当連結会計年度の受注高は、エンジニアリング事業は期待していた案件の中止・延期もあり減少となりましたが、新設のGX事業と単体機械事業の舶用機械分野では増加となり、713億32百万円（前年度比9.9%増）となりました。

売上高は、前期までに受注した大型工事案件の進捗、船舶向け機器・部品の好調な販売が寄与し、842億40百万円（前年度比42.3%増）となりました。

損益面では、人件費の増加に加え、新製品創出に向けた成長投資を拡大したことによる研究開発費の増加、また、企業ブランド戦略活動による広告宣伝費の増加等により販売費及び一般管理費が増加いたしましたが、売上高の増加による売上総利益の増加等により、営業利益は91億81百万円（前年度は56億94百万円）、経常利益は94億62百万円（前年度は56億26百万円）となりました。また、固定資産売却益を特別利益に、減損損失を特別損失にそれぞれ計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は75億46百万円（前年度は48億79百万円）となりました。

また、当社単体では、受注高は、567億11百万円（前年度比8.1%増）、売上高は、740億99百万円（同49.8%増）、営業利益は79億32百万円（前年度は52億67百万円）、経常利益は83億69百万円（同54億6百万円）となり、当期純利益は68億15百万円（同43億98百万円）となりました。

なお、当期の期末配当金につきましては、上記の業績、今後の事業環境及び財務体質等並びに中期経営計画（2025年度～2027年度）で掲げる株主還元方針を勘案し、1株につき75円といたしたいと存じます。なお、既に昨年12月に中間配当を１株につき40円で実施いたしましたので、年間配当は1株につき115円となります。

事業部門別の状況は、次のとおりです。

**エンジニアリング事業部門**

エンジニアリング事業では、顧客ニーズの掘り起こしを図り、民間向け各種プラント・装置及び官公庁向け下水処理装置の受注確保に努めてまいりました。

受注高は、建設費の高騰や米国の通商政策をはじめとする地政学リスクの高まり等による顧客の投資計画・実行に一部見直しがありましたため前年度比では減少し、306億98百万円（前年度は397億82百万円）と前年度を22.8%下回りました。

売上高は、前年度までに受注した大型工事案件の進捗が寄与し、457億47百万円（前年度は365億39百万円）と前年度を25.2%上回りました。

**単体機械事業部門**

単体機械事業では、主力製品である三菱油清浄機の拡販と各種単体機械の提案型の営業活動を展開し、受注確保に努めてまいりました。また、モジュール型の医薬品製造設備「iFactory®」の開発事業と普及への取り組み、船舶環境規制対応機器等の受注確保、新型の小型連続ろ過機の市場投入、藻類分離・濃縮等クリーンエネルギー分野における三菱油清浄機の用途開発、案件開拓等を引き続き推進するとともに、小型分離板型遠心分離機「LABOCENT™」の販売を開始いたしました。

受注高は、好調な造船・海運市況に支えられ、三菱油清浄機の本体及び部品、船舶環境規制対応機器の受注が引き続き増加し、206億59百万円（前年度は200億35百万円）と前年度を3.1%上回りました。

売上高は、201億70百万円（前年度は177億50百万円）と前年度を13.6%上回りました。

**GX（グリーントランスフォーメーション）事業部門**

GX事業は、「三菱化工機グループ経営ビジョン2050」で掲げる、4つの戦略的事業領域「持続可能な循環型社会推進事業」「水素を核としたクリーンエネルギー事業」「デジタルを活用した省力・省エネ事業」「水・食・自然災害等の課題解決に向けた次世代技術開発事業」の実現に向け、その推進を加速させるために立ち上げた報告セグメントであり、戦略的事業領域に関する事業計画の進捗度合いを、定量的にモニタリング可能な体制としたものです。本中期経営計画期間中については「持続可能な循環型社会推進事業」「水素を核としたクリーンエネルギー事業」の2事業をQuick-Win分野と位置付けて注力し、早期の中核事業化と収益貢献の実現を目指すこととしております。

受注高は、水素利活用や微細藻類生産関連等における案件の成約を得ることができ、199億74百万円（前年度は51億9百万円）と前年度を290.9%上回りました。

売上高は、前年度までに受注した大型工事案件の進捗が寄与し、183億22百万円（前年度は49億12百万円）と前年度を273.0%上回りました。

---

（注）当連結会計年度より、「中期経営計画（2025年度～2027年度）」の方針に基づき、戦略的事業領域に該当するGX事業のさらなる推進・拡大に向けて定量的にモニタリング可能な体制への移行を図るため、新たな報告セグメントとして「GX事業」を追加しており、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

**（企業集団の事業部門別受注・売上の状況）**

| 部　　門 | 摘　　要 | 受 注 高 | 構 成 比 | 売 上 高 | 構 成 比 |
|---|---|---|---|---|---|
| エンジニアリング事業 | 都市ガス・石油関連プラント、各種化学工業用プラント、水素製造装置、下水処理装置、産業排水処理装置、各種水処理装置等 | 百万円<br>30,698<br>(39,782) | %<br>43.0<br>(61.3) | 百万円<br>45,747<br>(36,539) | %<br>54.3<br>(61.7) |
| 単体機械事業 | 油清浄機、船舶環境規制対応機器、各種分離機・沪過機、海水取水用除塵設備、撹拌機等 | 20,659<br>(20,035) | 29.0<br>(30.9) | 20,170<br>(17,750) | 23.9<br>(30.0) |
| G X 事 業 | GX用途向け水素製造装置、水素ステーション、汚泥熱可溶化装置、バイオガス利活用関連装置、電解フィルター®、SAF用遠心分離機等 | 19,974<br>(5,109) | 28.0<br>(7.8) | 18,322<br>(4,912) | 21.8<br>(8.3) |
| 合　　計 | | 71,332<br>(64,927) | 100.0<br>(100.0) | 84,240<br>(59,202) | 100.0<br>(100.0) |

（注）1.（　）内は、前連結会計年度（第101期）の実績を示しております。なお、前連結会計年度のセグメント情報は、GX事業の追加に伴う変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。
2. 当連結会計年度末受注残高は、908億42百万円であり、前年度末残高1,037億51百万円に比較して、129億8百万円の減少となっております。

**(2) 設備投資及び資金調達の状況**

当連結会計年度における設備投資は、総額11億79百万円（リース資産を含む。）であります。主なものは、工場用機械設備、水素開発関連（水素デリバリーシステム）の実証機の取得及び連結子会社の新工場建設であります。

当連結会計年度の所要資金は、自己資金、金融機関からの借入をもって充当しております。当社は、所要資金の効率的な調達を行うため、主要取引銀行とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。また、新たに本社・川崎製作所の建設に伴う組成金額100億円のシンジケーション方式のタームローン契約を締結いたしました。

**(3) 事業再編等の状況**

当社は2026年1月19日付にて日本特殊機械株式会社と事業譲渡契約を締結し、2026年４月1日を効力発生日として同社の真空高温加熱処理技術装置事業を譲り受けました。

**(4) 対処すべき課題**

今後のわが国経済の見通しにつきましては、景気の緩やかな回復基調が続くことが期待されますが、中東情勢の悪化に伴うエネルギー価格及び原材料価格の高騰が企業活動に与える影響が懸念され、加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響等も国内景気下押しリスクとなっている等、景気の先行きは予断を許さない状況が続くものと見込まれます。

このような状況の下、当社グループは、引き続き事業環境に細心の注意を払い、営業利益の確保に向けて、重

要案件の必注により受注を確保するとともに、コスト改善、納期管理、品質管理をさらに強化・徹底してまいります。あわせて、業務効率化、間接コストの改善、財務体質の強化等による企業体質の強化施策を継続してまいります。

中期経営計画は、「三菱化工機グループ2050経営ビジョン」を実現するための「飛躍の3年間」と位置付け、数値目標として売上高900億円、営業利益率9%以上、ROE12%以上、PBR1倍以上を掲げております。これを実現するための施策としての次に掲げる4つの骨子に則り、企業価値向上に向けた活動に引き続き取り組んでまいります。

①事業ポートフォリオの進化

戦略的事業領域のうち、特にバイオガス利活用、$CO_2$回収といった「持続可能な循環型社会推進事業」と水素利活用等の「水素を核としたクリーンエネルギー事業」をQuick-Win分野として注力し、GX事業の確立に向けた事業展開を進めてまいります。

②資本コスト・株価を意識した経営の確立

成長投資の実行、株主還元の強化と資本効率の向上に取り組むとともに、IR・SR活動をさらに強化して当社の魅力を十分に発信し、適正な評価の獲得並びに成長期待を醸成してまいります。

③人的資本・技術資本の強化

人材ポートフォリオ管理を強化しつつ、GX事業の推進に資する人材育成を強化してまいります。また、2027年7月に完成予定の本社・川崎製作所の再編に向けた工事を安全に十分配慮し着実に進めてまいります。

④経営ガバナンスの透明性向上

ROIC経営管理を浸透させ、資本効率の向上に努めるとともに、事業ポートフォリオ管理及びサステナビリティの推進に取り組んでまいります。

2026年度は中期経営計画の２年目にあたり、当社の持続的成長に向けて戦略的事業領域における具体的取り組みをさらに促進することが不可欠であり、新規事業の立ち上げに全社的な連携、全社目線で取り組んでまいります。また、事業維持拡大のための投資として、人的資本投資、M＆A、研究開発等に引き続き取り組んでまいります。

以上のとおり、経営ビジョン及び中期経営計画に基づいた事業活動を通じて、低炭素・循環型社会に貢献するモノづくりとエンジニアリングを行う企業集団として、ESGの観点から事業活動を行っていくことにより、SDGsの目標達成に貢献するとともに、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。また、安全の確保に一層注力してまいりますとともに、社会的により信頼される企業集団を目指して、引き続き法令遵守の徹底と、会社法及び金融商品取引法に対応した内部統制システムの適切な運用に努め、コーポレート・ガバナンスにつきましても一層の充実を図ってまいります。

**(5) その他株式会社の現況に関する重要な事項**

当社は2021年11月、当社グループが長期的に目指す姿を定めるべく、2050年を見据えて「三菱化工機グループ2050経営ビジョン」（以下「経営ビジョン」）を策定しております。経営ビジョンは、「持続可能な発展に挑戦し、快適な社会を実現」というビジョン・ステートメントが示すとおり、さまざまな社会課題の解決に貢献しながら当社グループの持続的成長を目指すものです。具体的には、当社グループのノウハウ・強みを活かしなが

らこれに挑戦すべく、先に記載した4つの戦略的事業領域を定めて中核事業としていく方針とし、当社グループ経営戦略の根幹となる指針です。また策定の際、2050年を目指す上でのマイルストーンとして、当社創立100周年にあたる2035年度に、連結売上高を（当時の）ほぼ倍増となる1,000億円まで増加させ、その半分以上（5～6割）を戦略的事業領域から得ることを目指すこと等を掲げました。

当社はこのたび2026年5月15日の取締役会決議を経て、経営ビジョン内容の一部アップデートを行いました。具体的には、連結売上高1,000億円を目指す時期を当初から6年前倒しして2029年度とすること、ならびに2035年度に目指す連結売上高を1,200～1,400億円に引き上げること、を骨子とする、将来のマイルストーン時点における業績見通し計数の前倒しならびに上方修正であり、それ以外の変更はありません。

この背景ですが、経営ビジョン策定以降、当社グループの事業規模が、取り巻く事業環境の構造的な変化と、経営戦略の着実な進展により、策定時の想定を上回るペースで一回り大きく伸長・底上げしてきたことを受けて、当社グループの長期的な成長展望について、株主のみなさまをはじめさまざまなステークホルダーに対して、的確なメッセージをお伝えしたいというものです。

当社グループを取り巻く事業環境の構造的な変化の主な例は、国内外の物価上昇等を背景としたエンジニアリング事業案件単価の大幅な上昇、コロナ禍収束後の海上物流量の増加傾向の回復、わが国の脱炭素社会構築に関する法整備も進みビジネス機会が増加してきたこと、等が挙げられます。また経営戦略の進展に関しては、経営ビジョン実現に向けた「足固め期」と位置付けた「前中期経営計画（2022年度～2024年度）」では、主要業績目標の達成のみならず組織再編やガバナンス強化など経営基盤の強化を成し遂げたこと、そして2025年度に開始した現在の中期経営計画では、経営ビジョン実現に向けた「成長期」と位置づけて更に戦略を推し進めることとし、中でも先に記載のとおり、4つの戦略的事業領域をGX事業セグメントとして独立させる形で立ち上げ、成長ドライバーとしての位置づけを明確にしつつ、進捗を可視化することといたしました。そして初年度である2025年度の計画は、おおむね達成することが出来ました。こうした歩みの中で、足元で対処すべき課題は数多くありますが、今後も経営ビジョンの戦略に沿ってしっかりと成長軌道を歩んでいけるとの手ごたえを持つに至ったことから、今回アップデートを行うこととしたものです。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (6) 財産及び損益の状況の推移

| 区分 | 2022年度<br>第99期 | 2023年度<br>第100期 | 2024年度<br>第101期 | 2025年度<br>第102期<br>(当連結会計年度) |
|---|---|---|---|---|
| 受注高（百万円） | 53,194 | 93,861 | 64,927 | 71,332 |
| 売上高（百万円） | 44,590 | 47,774 | 59,202 | 84,240 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益（百万円） | 3,043 | 5,397 | 4,879 | 7,546 |
| 1株当たり当期純利益（円） | 133.22 | 236.23 | 213.79 | 331.34 |
| 総資産（百万円） | 52,899 | 63,170 | 66,174 | 78,093 |
| 純資産（百万円） | 30,325 | 34,577 | 38,227 | 44,932 |

（注）1. 2025年4月1日付で当社株式1株を3株に分割いたしました。1株当たり当期純利益は2022年度（第99期）期首に当該株式分割を行ったと仮定して算定しております。

2. 2022年度（第99期）は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限が徐々に緩和され、経済社会活動が正常化に向かう中で持ち直しの動きもみられましたが、景気は先行き不透明な状況が続きました。受注高は前年度を13.7%上回り、売上高は前年度を1.9%下回りました。損益面では、人件費や見積設計費の増加等による販売費及び一般管理費の増加等により、営業利益は25億21百万円、為替差益が減少したこと等により経常利益は28億59百万円となりました。また、減損損失、固定資産撤去費用及び投資有価証券売却損を特別損失に計上いたしましたが、投資有価証券売却益を特別利益に計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は30億43百万円となりました。

3. 2023年度（第100期）は、経済社会活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、円安の進行を背景とした物価上昇、資源価格や原材料価格の高騰等、先行き不透明な状況も続きました。受注高は前年度を76.5%上回り、売上高は前年度を7.1%上回りました。損益面では、研究開発費、人件費等の販売費及び一般管理費の増加がありましたが、売上原価率の改善、売上高の増加による売上総利益の増加等により、営業利益は44億10百万円、経常利益は47億9百万円となりました。また、固定資産撤去費用を特別損失に計上いたしましたが、投資有価証券売却益及び固定資産売却益を特別利益に計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は53億97百万円となりました。

4. 2024年度（第101期）は、景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、地政学的リスクの高まり、円安傾向が続く中での物価上昇、エネルギー価格や原材料価格の高騰、また、米国の政策動向等、依然として先行き不透明な状況が続きました。受注高は前年度を30.8%下回り、売上高は前年度を23.9%上回りました。損益面では、人件費等の増加による販売費及び一般管理費の増加がありましたが、売上高の増加による売上総利益の増加等により、営業利益は56億94百万円、経常利益は56億26百万円となりました。また、投資有価証券売却益及び事業譲渡益を特別利益に、減損損失、固定資産撤去費用及び投資有価証券評価損を特別損失にそれぞれ計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は48億79百万円となりました。

5. 当2025年度（第102期）の事業の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

### (7) 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 三菱化工機アドバンス株式会社 | 百万円<br>320 | %<br>100 | 各種プラント・環境装置の設計・製造・建設・アフターサービス・メンテナンス・維持管理、環境測定、人材派遣等 |
| MKK 東北株式会社 | 百万円<br>50 | 100 | 強化プラスチック(FRP)製品の設計・製作・施工・販売、設備維持管理業務 |
| MKK Asia Co.,Ltd. | 百万バーツ<br>15 | 49 | 東南アジア地域におけるプラント設備の設計・機材調達・建設・メンテナンス・改造工事 |
| MKK EUROPE B. V. | 千ユーロ<br>816 | 100 | 欧州における船舶機器装置及び部品の販売並びに保守・補修等サービス業務 |

（注）1. MKK東北株式会社は、2025年4月1日付で株式会社東総より商号変更いたしました。
2. 前連結会計年度末において連結子会社であった化工機商事株式会社は、当連結会計年度に清算結了したことにより、重要な子会社から除外しております。

# 2．会社の株式に関する事項（2026年３月31日現在）

**(1) 発行可能株式総数**　48,000,000株
**(2) 発行済株式の総数**　23,741,850株
**(3) 株主数**　18,309名（前期末比8,638名増）
**(4) 大株主**

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 2,969千株 | 12.87% |
| 明治安田生命保険相互会社 | 1,249 | 5.41 |
| 三菱化工機取引先持株会 | 967 | 4.19 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 832 | 3.61 |
| 三菱化工機従業員持株会 | 560 | 2.43 |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 390 | 1.69 |
| 株式会社横浜銀行 | 375 | 1.62 |
| DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 303 | 1.31 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 | 299 | 1.30 |
| 第一実業株式会社 | 268 | 1.16 |

（注）1．当社は、自己株式を660,213株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2．持株比率は上記自己株式を控除して計算しております。なお、上記自己株式には「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式（196,942株）及び「株式付与ESOP信託」が保有する当社株式（103,605株）は含めておりません。

**(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況**

| | 株式数 | 交付対象者数 |
|---|---|---|
| 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く） | 76,860株 | 2名 |
| 社外取締役（監査等委員である取締役を除く） | — | — |
| 監査等委員である取締役 | — | — |

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「3．会社役員に関する事項 (3) 取締役の報酬等」に記載のとおりであり、業績連動型株式報酬として、取締役を退任した後に株式等を交付しております。なお、上記株式数には納税資金に充当することを目的として金銭換価された株式（38,460株）が含まれております。

**(6) その他株式に関する重要な事項**

①株式分割

当社は、2025年4月1日付で、当社株式1株につき3株の割合をもって株式を分割するとともに、上記「発行可能株式総数」を1,600万株から4,800万株に変更いたしました。これにより、上記「発行済株式の総数」は、15,827,900株増加し、23,741,850株となりました。

②自己株式の処分

当社は2025年8月29日開催の取締役会において、従業員持株会向けインセンティブ・プラン（特別奨励金スキーム）の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分に係る事項を決議し、同決議に基づき自己株式を以下のとおり処分しております。

ⅰ 処分期日　2025年11月26日

ⅱ 処分した株式の種類及び総数　当社普通株式14,160株

ⅲ 処分価額　1株につき2,613円

ⅳ 処分総額　37,000,080円

ⅴ 処分方法　第三者割当の方法による

ⅵ 処分先　三菱化工機従業員持株会

# 3．会社役員に関する事項

**(1) 取締役の氏名等（2026年３月31日現在）**

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役<br>社長執行役員 | 田中　利一 | |
| 取締役<br>常務執行役員 | 矢島　史朗 | 技術開発・生産統括本部担当兼<br>機械事業本部担当 |
| 取締役<br>常務執行役員 | 井上　隆 | 営業統括本部担当兼<br>プラント事業本部担当兼<br>環境・水素・エネルギー事業本部担当兼<br>GX事業推進室長 |
| 取締役<br>常務執行役員 | 宮本　智成 | サステナビリティ担当兼<br>企画管理統括本部担当兼<br>生産戦略企画室担当 |
| 取締役 | 楠　正顕 | 三菱重工業株式会社フェローアドバイザー |
| 取締役 | 中山　美加 | アステラス製薬株式会社社外取締役監査等委員 |
| 取締役 | 河口　眞理子 | 立教大学特任教授<br>アセットマネジメントOne株式会社サステナビリティ諮問会議アドバイザー<br>相模屋食料株式会社CEOアドバイザー |
| 取締役<br>監査等委員（常勤） | 増田　純一 | |
| 取締役<br>監査等委員（常勤） | 酒見　伸一 | |
| 取締役<br>監査等委員 | 吉川　知宏 | 弁護士<br>ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社社外監査役 |
| 取締役<br>監査等委員 | 亀井　純子 | 公認会計士<br>国立大学法人東京大学監事（常勤）<br>独立行政法人自動車技術総合機構監事（非常勤） |

（注）1. 取締役のうち楠　正顕、中山美加、河口眞理子、増田純一、吉川知宏、亀井純子の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役 亀井純子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、井上　隆、宮本智成の両氏は、2025年６月27日開催の第101回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
4. 監査等委員である取締役のうち、増田純一氏は、2025年６月27日開催の第101回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために増田純一、酒見伸一の両氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は、楠　正顕、中山美加、河口眞理子、増田純一、吉川知宏、亀井純子の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（ご参考）当社は執行役員制度を導入いたしております。2026年３月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

| 地位 | 氏名 | 担当 |
|---|---|---|
| 常務執行役員 | 林　安秀 | イノベーション推進担当 |
| 執行役員 | 根木貴晴 | 企画管理統括本部長 |
| 執行役員 | 山崎明良 | 技術開発・生産統括本部長 |
| 執行役員 | 岸田弘幸 | 営業統括本部長 |
| 執行役員 | 中島里樹 | プラント事業本部長 |
| 執行役員 | 宮島秀樹 | 環境・水素・エネルギー事業本部長 |
| 執行役員 | 永根光治 | 生産戦略企画室長 |
| 執行役員 | 小茂鳥岳 | 機械事業本部長兼<br>技術開発・生産統括本部副本部長 |

岸田弘幸氏は2026年３月31日をもって執行役員を退任しました。

なお、2026年４月１日付をもって、執行役員の新規選任を次のとおり行っております。

| 地位 | 氏名 | 担当 |
|---|---|---|
| 執行役員 | 内山典章 | 営業統括本部長 |

**(2) 当事業年度中に退任した取締役**

①退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）

| 氏名 | 退任日 | 退任理由 | 退任時の地位 |
|---|---|---|---|
| 齋藤雅彦 | 2025年６月27日 | 任期満了 | 代表取締役<br>常務取締役 |
| 林　宏一 | 2025年６月27日 | 任期満了 | 取締役 |

②退任した監査等委員である取締役

| 氏名 | 退任日 | 退任理由 | 退任時の地位 |
|---|---|---|---|
| 林　安秀 | 2025年６月27日 | 任期満了 | 社外取締役・監査等委員（常勤） |

**(3) 取締役の報酬等**

1) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年１月29日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、特段の記載のない場合は同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、2022年6月29日開催の取締役会及び2025年6月27日開催の取締役会において上記決定方針の一部改正を決議しております。この決定方針は、指名報酬委員会で審議・確認した役員報酬の基本方針に基づくものであります。

当事業年度においては、2025年6月27日開催の取締役会において、役員報酬の各取締役への配分について、指名報酬委員会において審議・確認した役員報酬の基本方針及び各役職と職責に応じて定められた規定額に基づき、同取締役会において決定しております。当該内容は、上記2021年1月29日開催の取締役会において決議した決定方針（その後の上記一部改正を含む。）と実質的には同じものであり、取締役会は決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、社会課題を解決する企業グループを目指して策定した「三菱化工機グループ2050経営ビジョン」に掲げる「持続可能な発展に挑戦し、快適な社会を実現する」に資するため、（ⅰ）競争力ある報酬を実現するため世間水準等と遜色のない報酬水準とすること、（ⅱ）中長期的な企業価値向上を実現するため適切なインセンティブを付与することの２点を基本方針としております。具体的には、業務執行を担当する取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等（役員賞与）及び業績連動型株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

当社は、取締役の指名及び報酬の決定に関する手続の客観性及び透明性をより一層高めることにより、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させるため、取締役会の任意の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会を設置しており、取締役の報酬等の方針及び額については、同委員会における審議・確認による答申に基づき、取締役会において決定しております。

②基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職と職責に応じた職務遂行を促すための報酬として、世間水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

③業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等（役員賞与）は、各事業年度の業績目標達成に向けてのインセンティブと位置づけ、各事業年度の期初の通期連結業績予想の連結営業利益、目標管理制度による定性評価及び将来財務的価値（4つの戦略的事業領域の成長に向けた具体的取り組み）の取り組み評価並びに従業員エンゲージメントの達成度に応じて支給額を決定し、年に1回金銭支給することとしております。上記指標の構成割合は、連結営業利益：目標管理制度による定性評価：将来的財務価値の取り組み評価：従業員エンゲージメントの達成度＝50：20：15：15としております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

非金銭報酬等は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みを採用した業績連動型株式報酬とし、中長期的な企業価値向上、中期経営計画の達成を後押しするインセンティブと位置づけ、中期経営計画の達成度に応じた当社株式を退任後に交付するものです。非金銭報酬等（業績連動型株式報酬）の交付株式数は、各事業年度における中期経営計画の目標値（連結営業利益、ROE、GXセグメントの連結売上高）に対する業績達成度に応じて、標準的な業績達成度の場合の株式数を100％とした場合、０～150％の範囲で変動いたします。

④金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担当する取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名報酬委員会において検討を行うこととしております。取締役会は指名報酬委員会の答申内容に基づき、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等（役員賞与）：非金銭報酬等（業績連動型株式報酬）＝65：15：20 としております。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、指名報酬委員会において審議・確認した報酬方針及び各役職と職責に応じて定められた規定額に基づき、取締役会決議で決定しております。

2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

| 区　　分 | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 | | | 対象となる役員の員数 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等（役員賞与） | 非金銭報酬等（業績連動型株式報酬） | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 名 |
| 取締役（監査等委員を除く） | 316,298 | 129,265 | 36,538 | 150,495 | 9 |
| （うち社外取締役） | (25,000) | (25,000) | (－) | (－) | (3) |
| 取締役（監査等委員） | 54,842 | 54,842 | － | － | 5 |
| （うち社外取締役） | (36,650) | (36,650) | (－) | (－) | (4) |
| 合　　計 | 371,140 | 184,107 | 36,538 | 150,495 | 14 |
| （うち社外取締役） | (61,650) | (61,650) | (－) | (－) | (7) |

（注）1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬及び役員賞与の総額は、2016年６月29日開催の第92回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役12百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、７名（うち、社外取締役は２名）です。また、2024年６月27日開催の第100回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬及び役員賞与の総額(社外取締役分も含む。)は年額300百万円以内と変更せず、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬及び役員賞与の総額を年額12百万円以内から年額40百万円以内に改定する旨決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は３名）です。

2. 監査等委員である取締役の基本報酬及び役員賞与の総額は、2016年６月29日開催の第92回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、３名（うち、社外取締役は２名）です。

3. 業績連動報酬等（役員賞与）の支給額は、事業年度終了後の4月の8営業日目に以下に掲げる基本額に同年3月31日で終了した事業年度における業績達成度に応じて定める業績連動係数を乗じて算定します。
基本額＝役位別基本額÷12ヶ月×当該事業年度の役員在任期間（1か月未満切り捨て）
支給額＝基本額×業績連動係数（千円未満切り上げ）
役位別基本額は、その算定をする各事業年度終了直後の6月1日の前年の定時株主総会日時点の役位に応じて適用します。
業績連動係数は、各事業年度の業績目標に対する達成度に応じて決定します。なお、連結営業利益は期初の外部発表値を基準値、他の項目は目標管理制度により期初に設定した内容を目標とした係数に基づき以下の計算式で算定します（小数点以下第2位の端数は切り捨て。）。ただし、連結営業利益が0円を下回った場合の業績連動係数は零とします。
業績連動係数＝連結営業利益係数×50%＋目標管理制度による定性評価係数×20%＋4つの戦略的事業領域の成長に向けた具体的取り組み評価係数×15%＋従業員エンゲージメントの達成度係数×15%
当事業年度における連結営業利益の期初の外部発表数値は75億円であり、実績値91億81百万円であります。
上記業績連動報酬等（役員賞与）の額は、当事業年度中に費用計上した額であります。
4. 非金銭報酬等の内容は、上記1）③に記載のとおり役員報酬BIP信託を採用した業績連動型株式報酬であり、基本報酬及び役員賞与の総額とは別枠で2017年6月29日開催の第93回定時株主総会において、対象者、上限額及び上限株式数等について次のとおり決議いただいており、2019年5月開催の取締役会において、2019年度以降もこれを継続することを決議しております。なお、当該株主総会終結時点の対象となる取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は、5名です。
また、2022年6月29日開催の第98回定時株主総会において、本制度における業績達成度を評価する指標のみを「連結売上高、連結営業利益等」から「連結営業利益、ROE等」に変更することについて決議いただいております。さらに、2025年6月27日開催の第101回定時株主総会においては、本制度の対象者に当社の取締役を兼務しない委任契約の執行役員を加えること、業績達成度を評価する指標を「連結営業利益、ROE等」から「連結営業利益、ROE、GXセグメントの連結売上高等」に変更すること、及びクローバック条項を追加することについて決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の対象となる取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名、執行役員の員数は1名です。

| | |
|---|---|
| 対象者 | 当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）<br>当社の委任契約の執行役員 |
| 当社が拠出する金員の上限 | 連続する3事業年度を対象として1.8億円(導入当初の対象期間は2事業年度として1.2億円) |
| 取締役に交付される当社株式数の上限 | 信託期間中、1事業年度あたりに取締役に付与される付与ポイントの上限は32,000ポイントであり96,000株（1ポイントは当社株式3株）<br>なお、上記ポイント、株式数は、2017年10月1日を効力発生日とする株式併合（普通株式10株を1株に併合）、及び2025年4月1日付当社株式1株につき3株の割合をもっての株式分割後のポイント、株式数となります。 |

取締役には、信託期間中の毎年6月に、役位ごとにあらかじめ定められた以下の算定式で計算される基本ポイントに同年3月31日で終了した事業年度における業績達成度に応じて変動する業績連動係数を乗じたポイントが付与ポイントとして付与されます。取締役は退任後に累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等を受けます。
（基本ポイントの算定式）役位別に定める基本金額÷対象期間の開始する事業年度の8月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（小数点以下の端数は切り捨て）
（付与ポイントの算定式）基本ポイント×業績連動係数
業績連動型株式報酬に係る業績達成度を評価する指標は、当社グループ全体の業績向上を目指すインセンティブとして、各事業年度における中期経営計画の目標値（連結営業利益、ROE、GXセグメントの連結売上高）を採用しております。当事業年度における目標値はそれぞれ75億円、13.5%及び190億円であり、実績値はそれぞれ91億81百万円、18.2%及び183億22百万円であります。
上記非金銭報酬等の額は、役員報酬BIP信託に関して当事業年度中に費用計上した額であります。なお、当事業年度において、当社取締役であった者に職務執行の対価として交付した株式数につきましては、「2.会社の株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

**(4) 責任限定契約の内容の概要**

当社と取締役 楠　正顕、中山美加、河口眞理子の各氏並びに各監査等委員は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

**(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要**

当社は、当社及び一部の子会社における全ての取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を含む。）、監査役及び執行役員を被保険者とし、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により塡補することとしております。なお、保険料は当社及び当該子会社が全額負担しております。

**(6) 社外役員に関する事項**

1) 取締役　楠　正顕

①重要な兼職先と当社との関係

当社は三菱重工業株式会社との間に製品等の販売等の取引関係があります。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、三菱重工業株式会社の執行役員（2024年３月まで）及びフェローアドバイザーとしての経験及び知見に基づき適宜質問し、意見を述べております。特に、当社の経営全般の課題並びに各事業の課題、リスク及び改善点等について積極的に発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員長として、当事業年度中開催された委員会７回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

2) 取締役　中山美加

①重要な兼職先と当社との関係

当社はアステラス製薬株式会社との間に製品等の販売等の取引関係があります。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席しました。JSR株式会社において執行役員及び取締役を務め、また現在アステラス製薬株式会社の社外取締役監査等委員を務める等の経験・知見に基づき、適宜質問し、意見を述べております。特に、当社の経営戦略、知財戦略、リスク管理等の課題及び改善点等について積極的に発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度中開催された委員会７回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

3) 取締役　河口眞理子
①重要な兼職先と当社との関係
　当社と立教大学、アセットマネジメントOne株式会社及び相模屋食料株式会社との間に開示すべき関係はありません。
②主要取引先等特定関係事業者との関係
　該当事項はありません。
③当事業年度における主な活動状況
　当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席しました。株式会社大和総研におけるサステナビリティの専門家としての情報発信やアドバイス、また、大学教授としてESG及びサステナビリティに関する多くの政府委員等も歴任する等の経験・知見に基づき適宜質問し、意見を述べております。特に、当社の資本戦略、企業価値向上、ESG等の課題及び改善点等について積極的に発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度中開催された委員会７回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

4) 取締役（監査等委員（常勤））増田純一
①重要な兼職先と当社との関係
　該当事項はありません。
②主要取引先等特定関係事業者との関係
　該当事項はありません。
③当事業年度における主な活動状況
　2025年６月27日就任以後、当事業年度に開催された取締役会12回、監査等委員会10回の全てに出席しました。長年にわたる金融機関における国内・海外での豊富な経験と、経営全般にわたる見識、ファイナンスや財務会計、投資業務等に関する専門的知識に基づき、経営に関する適切な提言・監督等を行い、取締役会の議論の活性化や機能の強化に貢献しております。特に、当社の経営戦略、内部統制、財務等の課題及び改善点等について積極的に発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、2026年１月に委員に選任以後、開催された委員会１回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

5) 取締役（監査等委員） 吉川知宏
①重要な兼職先と当社との関係
当社とガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社との間に開示すべき関係はありません。
②主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
③当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席しました。また、当事業年度に開催された監査等委員会14回の全てに出席しました。弁護士としての経験及び知見に基づき適宜質問し、意見を述べております。特に、当社の内部統制、リスク管理、法務等の課題及び改善点等について積極的に発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度中開催された委員会７回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

6) 取締役（監査等委員） 亀井純子
①重要な兼職先と当社との関係
当社と国立大学法人東京大学及び独立行政法人自動車技術総合機構との間に開示すべき関係はありません。
②主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
③当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席しました。また、当事業年度に開催された監査等委員会14回の全てに出席しました。公認会計士としての経験及び知見に基づき適宜質問し、意見を述べております。特に、当社の内部統制、財務、会計等の課題及び改善点等について積極的に発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度中開催された委員会７回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

---

（注）本事業報告中のご報告は、次により記載しております。
1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を、千円単位の記載金額は、千円未満を、それぞれ切捨てて表示しております。
2. 千株単位の記載株数は、千株未満を切捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表（2026年3月31日現在）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| | 百万円 | | 百万円 |
| **（資産の部）** | | **（負債の部）** | |
| **流動資産** | **56,625** | **流動負債** | **27,291** |
| 現金及び預金 | 9,025 | 買掛金 | 9,001 |
| 受取手形 | 589 | 電子記録債務 | 1,682 |
| 電子記録債権 | 3,865 | 短期借入金 | 3,500 |
| 売掛金 | 16,856 | 1年内返済予定長期借入金 | 700 |
| 契約資産 | 16,769 | 未払法人税等 | 2,574 |
| 製品 | 754 | 契約負債 | 5,427 |
| 仕掛品 | 3,446 | 賞与引当金 | 1,331 |
| 材料及び貯蔵品 | 1,335 | 役員賞与引当金 | 55 |
| その他 | 3,981 | 工事補償引当金 | 775 |
| **固定資産** | **21,468** | 受注工事損失引当金 | 158 |
| **有形固定資産** | **8,050** | その他 | 2,085 |
| 建物及び構築物 | 2,615 | **固定負債** | **5,870** |
| 機械装置及び運搬具 | 613 | 長期借入金 | 1,300 |
| 土地 | 729 | 役員報酬BIP信託引当金 | 137 |
| 建設仮勘定 | 3,665 | 従業員株式給付引当金 | 103 |
| その他 | 426 | 退職給付に係る負債 | 3,644 |
| **無形固定資産** | **2,098** | 繰延税金負債 | 268 |
| のれん | 740 | その他 | 416 |
| その他 | 1,358 | **負債合計** | **33,161** |
| **投資その他の資産** | **11,319** | **（純資産の部）** | |
| 投資有価証券 | 6,759 | **株主資本** | **40,766** |
| 繰延税金資産 | 500 | **資本金** | **3,956** |
| 退職給付に係る資産 | 3,551 | **資本剰余金** | **4,335** |
| その他 | 507 | **利益剰余金** | **33,271** |
| | | **自己株式** | **△797** |
| | | **その他の包括利益累計額** | **4,165** |
| | | **その他有価証券評価差額金** | **2,930** |
| | | **繰延ヘッジ損益** | **△9** |
| | | **為替換算調整勘定** | **△248** |
| | | **退職給付に係る調整累計額** | **1,493** |
| | | **純資産合計** | **44,932** |
| **資産合計** | **78,093** | **負債及び純資産合計** | **78,093** |

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

# 連結損益計算書（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| | 百万円 | 百万円 |
| **売上高** | | **84,240** |
| **売上原価** | | **65,976** |
| **売上総利益** | | **18,263** |
| **販売費及び一般管理費** | | **9,082** |
| **営業利益** | | **9,181** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び配当金 | 196 | |
| 雑収益 | 497 | **693** |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 27 | |
| 雑損失 | 385 | **412** |
| **経常利益** | | **9,462** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 1,448 | **1,448** |
| **特別損失** | | |
| 減損損失 | 506 | **506** |
| **税金等調整前当期純利益** | | **10,404** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,385 | |
| 法人税等調整額 | △527 | **2,857** |
| **当期純利益** | | **7,546** |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **7,546** |

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

# 貸借対照表（2026年3月31日現在）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| | 百万円 | | 百万円 |
| **（資産の部）** | | **（負債の部）** | |
| **流動資産** | **48,907** | **流動負債** | **24,132** |
| 現金及び預金 | 6,023 | 買掛金 | 8,575 |
| 受取手形 | 585 | 短期借入金 | 3,500 |
| 電子記録債権 | 3,199 | 1年内返済予定長期借入金 | 700 |
| 売掛金 | 13,858 | 未払金 | 1,086 |
| 契約資産 | 16,189 | 未払費用 | 268 |
| 製品 | 754 | 未払法人税等 | 2,262 |
| 仕掛品 | 2,433 | 契約負債 | 5,341 |
| 材料及び貯蔵品 | 1,325 | 賞与引当金 | 1,027 |
| 前渡金 | 2,909 | 役員賞与引当金 | 39 |
| 前払費用 | 203 | 工事補償引当金 | 775 |
| 関係会社短期貸付金 | 1,117 | 受注工事損失引当金 | 158 |
| その他 | 1,173 | その他 | 397 |
| 貸倒引当金 | △865 | **固定負債** | **5,520** |
| **固定資産** | **20,623** | 長期借入金 | 1,300 |
| **有形固定資産** | **7,544** | 役員報酬BIP信託引当金 | 137 |
| 建物 | 1,836 | 従業員株式給付引当金 | 103 |
| 構築物 | 259 | 退職給付引当金 | 3,619 |
| 機械及び設備 | 557 | 資産除去債務 | 346 |
| 車両及び運搬具 | 11 | その他 | 13 |
| 工具及び器具備品 | 344 | **負債合計** | **29,652** |
| 土地 | 852 | **（純資産の部）** | |
| リース資産 | 18 | **株主資本** | **37,067** |
| 建設仮勘定 | 3,664 | **資本金** | **3,956** |
| **無形固定資産** | **352** | **資本剰余金** | **4,338** |
| **投資その他の資産** | **12,726** | 資本準備金 | 4,202 |
| 投資有価証券 | 6,014 | その他資本剰余金 | 135 |
| 関係会社株式 | 3,084 | **利益剰余金** | **29,569** |
| 関係会社出資金 | 159 | 利益準備金 | 840 |
| 長期貸付金 | 1 | その他利益剰余金 | 28,728 |
| 関係会社長期貸付金 | 303 | 研究開発基金 | 500 |
| 前払年金費用 | 1,635 | 別途積立金 | 2,049 |
| 繰延税金資産 | 1,052 | 繰越利益剰余金 | 26,179 |
| その他 | 476 | **自己株式** | **△797** |
| | | **評価・換算差額等** | **2,810** |
| | | **その他有価証券評価差額金** | **2,820** |
| | | **繰延ヘッジ損益** | **△9** |
| | | **純資産合計** | **39,877** |
| **資産合計** | **69,530** | **負債及び純資産合計** | **69,530** |

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

# 損益計算書（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| | 百万円 | 百万円 |
| **売上高** | | **74,099** |
| **売上原価** | | **58,428** |
| **売上総利益** | | **15,670** |
| **販売費及び一般管理費** | | **7,738** |
| **営業利益** | | **7,932** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び配当金 | 507 | |
| 雑収益 | 386 | **893** |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 27 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 64 | |
| 雑損失 | 365 | **457** |
| **経常利益** | | **8,369** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 1,448 | **1,448** |
| **特別損失** | | |
| 減損損失 | 490 | **490** |
| **税引前当期純利益** | | **9,327** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,996 | |
| 法人税等調整額 | △485 | **2,511** |
| **当期純利益** | | **6,815** |

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

## 独立監査人の監査報告書

２０２６年5月２０日

三菱化工機株式会社
　取 締 役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　大　屋　誠三郎
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　佐　藤　重　義

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、三菱化工機株式会社の２０２５年４月１日から２０２６年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱化工機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書　謄本

## 独立監査人の監査報告書

２０２６年5月２０日

三菱化工機株式会社
　取 締 役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　大　屋　誠三郎
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　佐　藤　重　義

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、三菱化工機株式会社の２０２５年４月１日から２０２６年３月３１日までの第１０２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

# 監査等委員会の監査報告書　謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、２０２５年４月１日から２０２６年３月３１日までの第１０２期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

（１）監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

（２）会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月20日

三菱化工機株式会社　監査等委員会

監査等委員（常勤）　増　田　純　一　㊞

監査等委員（常勤）　酒　見　伸　一　㊞

監査等委員　吉　川　知　宏　㊞

監査等委員　亀　井　純　子　㊞

（注）監査等委員増田純一、吉川知宏及び亀井純子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

# 第102回定時株主総会
# その他の電子提供措置事項
# （交付書面省略事項）

■事業報告
・主要な事業内容
・主要な営業所及び工場
・従業員の状況
・主要な借入先
・会社の新株予約権等に関する事項
・会計監査人の状況
・会社の体制及び方針
■連結株主資本等変動計算書
■連結注記表
■株主資本等変動計算書
■個別注記表

（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

**三菱化工機株式会社**

**主要な事業内容（2026年３月31日現在）**

当社グループの主要な事業内容は次のとおりです。

①エンジニアリング事業

都市ガス・石油関連プラント、各種化学工業用プラント、水素製造装置、下水処理装置、産業排水処理装置、各種水処理装置等のエンジニアリング及び建設をいたしております。

②単体機械事業

油清浄機、船舶環境規制対応機器、各種分離機・沪過機、海水取水用除塵設備、撹拌機等の単体機械の設計・製作・据付・販売をいたしております。

③GX事業

GX用途向け水素製造装置、水素ステーション、汚泥熱可溶化装置、バイオガス利活用関連装置等のエンジニアリング及び建設、並びに電解フィルター®、SAF用遠心分離機等の設計・製作・据付・販売をいたしております。

**主要な営業所及び工場（2026年３月31日現在）**

| 会　社　名 | 所　在　地 |
|---|---|
| 三菱化工機株式会社 | 本社・川崎製作所（川崎市川崎区大川町２番１号）<br>本社事務所（川崎市幸区堀川町580番地）<br>支社（大阪市中央区）<br>事業所（三重県四日市市）<br>工場（茨城県神栖市）<br>海外支店（台湾）<br>海外営業所（マレーシア）<br>海外駐在員事務所（インドネシア） |
| 三菱化工機アドバンス株式会社 | 本社・大川事務所（川崎市川崎区大川町２番１号）<br>本社事務所（川崎市幸区堀川町580番地）<br>支店（大阪市中央区、福岡市東区）<br>工場（北九州市八幡西区）<br>事業所（川崎市川崎区 他12ヶ所） |
| MKK 東北株式会社 | 本社・工場（秋田県秋田市新屋豊町１番58号）<br>工場（福島県いわき市）<br>事業所（秋田県秋田市） |
| MKK Asia Co.,Ltd. | 本社（タイ） |
| MKK EUROPE B.V. | 本社（オランダ） |

（注）1. MKK東北株式会社は、2025年4月1日付で株式会社東総より商号変更いたしました。
2. 前連結会計年度末において連結子会社であった化工機商事株式会社は、当連結会計年度に清算結了したことにより、主要な営業所及び工場から除外しております。

**従業員の状況（2026年３月31日現在）**

①企業集団の従業員の状況

| 事業部門 | 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|---|
| エンジニアリング事業 | 461名 | 95名減 |
| 単体機械事業 | 276 | 1　減 |
| GX事業 | 102 | 102　増 |
| 全社（共通） | 205 | 21　増 |
| 合計 | 1,044 | 27　増 |

（注）全社（共通）として記載されている従業員数は、エンジニアリング事業、単体機械事業及びGX事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 589名 | 29名増 | 43.8歳 | 15.1年 |

（注）出向者、休職者及び嘱託　合計123名は含みません。

**主要な借入先（2026年３月31日現在）**

| 借入先 | 借入金残高 |
|---|---|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 2,400百万円 |
| 株式会社横浜銀行 | 1,599 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 500 |

# 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

# 会計監査人の状況

**(1) 会計監査人の名称**

EY新日本有限責任監査法人

**(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額**

| | |
|---|---|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 72百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 74百万円 |

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、MKK Asia Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

**(3) 非監査業務の内容**

該当事項はありません。

**(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

# 会社の体制及び方針

**取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制**

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの構築に関する基本方針）は、次のとおりであります。

1）当社及び当社グループ各社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社及び当社グループ各社の取締役及び従業員は、「当社グループ行動憲章」、「当社グループコンプライアンス行動基準」及び「コンプライアンス委員会規程」に基づき、法令・定款その他社内規則並びに社会倫理・通念を遵守し、行動する。

②社長直属で当社グループ全社を含む部門横断的に構成するコンプライアンス委員会が、当社及び当社グループ各社の取締役及び従業員のコンプライアンス体制の確立・意識の維持向上のための施策を推進する。

③内部監査室は、従業員の職務の執行が法令・定款及び社内規則等に適合しているかについて、当社グループ全社の業務活動の監査を行い、内部監査結果は、社長に報告の上、取締役及び監査等委員会又は監査等委員に周知する。

④当社及び当社グループ各社の従業員が、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、直接報告することができるコンプライアンスホットライン「ヘルプライン」を設置し、内部通報を奨励すると同時に、通報者の保護を図る。

⑤当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は断固として排除する旨を「当社グループ行動憲章」に定めており、当社及び当社グループ各社の役員、従業員、その他関係者がこの行動憲章を遵守するよう徹底する。

2）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①当社は、「取締役会規程」、「業務決裁基本規程」及び「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書に記録し、保存及び管理する。また、取締役（監査等委員である取締役を含む。）は、常時これらの文書を閲覧することができるものとする。

3）当社及び当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、当社グループの事業に重大な影響が懸念されるリスクの未然防止及びその影響の最小化を図るための基本的事項並びに具体的対応策を「リスク管理規程」に取り纏めることとする。この具体策の推進は、リスク管理委員会が所管することとし、推進活動の進捗状況を適切に取締役会に報告する。

②緊急性を要する事項には、「リスク管理規程」に基づき、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、情報を一元化しトップダウンにて緊急事態に対処する。

4）当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営の基本方針及び経営計画等当社の取締役及び従業員が共有する目標を定め、その達成に向けて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員各自が実施すべき具体的な目標を定める。

②職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び部門長等を構成員とする経営会議を設置し、経営に関する方針及び全社的重要事項について審議する。

③意思決定の迅速化のために、業務分掌規程及び職務権限規程等を見直し・整備し、権限責任を明確にするとともに、重要事項については経営会議における審議を踏まえて、取締役会の意思決定に資するものとする。

④取締役会は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務担当を定め、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）は自らの担当組織を監督する。

5）当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社グループは、コンプライアンス、リスク管理、危機管理をはじめとする内部統制方針を制定し共有する。また、各委員会等において具体策の推進を所管する。

②当社は、子会社関係の諸規程を取り纏めた「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営機構（株主総会、取締役会）が十分機能し、自己責任による自立的経営が確立できるよう子会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項については当社へ報告を求めることにより、子会社に対して適切な管理をし、支援を実施する。

③当社は、経営推進会議等を通じて、子会社の経営状況を把握するとともに、当社と子会社取締役間の意見交換等を通じて情報の共有化に努める。

6）監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

①当面、社内部門の兼務者が監査等委員会の職務の補助をする。監査等委員会から専任者の配置を求められた場合には、監査等委員会の意向を尊重するものとする。

②監査等委員会の職務の補助をする従業員に対しては、その人事異動、評価等について、監査等委員会の意見を求め、尊重するものとする。

③監査等委員会の職務の補助をする従業員は、その業務に関して監査等委員会から指示を受けたときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び上司等からの指揮命令は受けないものとし、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

7）取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①当社は、監査等委員がいつでも経営に関する重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等から職務の執行状況の報告を受けることができる体制をとる。

②当社及び当社グループ各社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、監査等委員会に報告する。

③当社及び当社グループ各社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、前項の報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

8）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社は、監査等委員会又は監査等委員に対して重要な決裁書類を供覧し、監査等委員会又は監査等委員がいつでも経営情報をはじめとする各種の情報を取得できる体制とする。

②監査等委員及び監査等委員会は、代表取締役、会計監査人等と定期的に意見交換をする会合を持ち、意見及び情報の交換を行うほか、必要に応じて会計監査人の報告を求めるものとする。

③内部監査室は、監査等委員会及び監査等委員との情報交換を含め連携を密にする。

④監査等委員がその職務（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）の執行について生ずる費用の前払い又は債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き速やかに処理するものとする。

（内部統制システムの運用状況の概要）

①内部統制システム及びコンプライアンス全般

当社は、取締役会の補佐機能として内部統制委員会を、またその下部組織として内部統制チームを設置しております。これらの委員会・チーム及び内部監査室が、主としてコンプライアンスの観点から、当社グループ全体の内部統制システムの構築運営状況のモニタリング、個々の業務活動の適正性の調査を行うとともに、各部門・各子会社により実施されるチェックの有効性を確認しております。内部統制委員会は、原則毎月１回開催しております。

②リスク管理

当社は、当社グループの事業を取り巻く様々なリスクの防止及び会社損失の最小化を図るため、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、各部門・各子会社に対するリスク管理調査を定期的に実施し、リスクの分析やリスクに関する情報の一元管理を行っております。リスク管理委員会は、年に数回開催しております。

③内部監査及び財務報告に係る内部統制

内部監査室が、内部監査計画に基づき、当社各部門及び各子会社の監査を実施し、その結果を監査等委員会及び取締役会に報告しております。

④子会社の経営管理

当社役員、部門長等が子会社の取締役又は監査役を兼務し監督を行うとともに、毎月開催している経営推進会議等を通じて、経営状況の報告を受けております。

⑤取締役の職務の執行

当社は毎月１回以上取締役会を開催しており、当事業年度は17回の取締役会を開催しました。

取締役会では、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督しております。また、当社は取締役及び部門長等により構成する経営会議を毎月１回以上開催し、取締役会審議事項の事前審議及びその他重要事項についての審議・決定を行い、意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図っております。

---

（注）本事業報告中のご報告は、次により記載しております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を、千円単位の記載金額は、千円未満を、それぞれ切捨てて表示しております。
2. 千株単位の記載株数は、千株未満を切捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 3,956 | 4,212 | 27,945 | △580 | 35,534 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △2,152 | | △2,152 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 7,546 | | 7,546 |
| 自己株式の取得 | | | | △363 | △363 |
| 自己株式の処分 | | 122 | | 145 | 268 |
| 連結除外に伴う利益剰余金減少高 | | | △67 | | △67 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | 122 | 5,326 | △217 | 5,231 |
| 当期末残高 | 3,956 | 4,335 | 33,271 | △797 | 40,766 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | |
| 当期首残高 | 1,977 | 4 | △222 | 933 | 2,692 | 38,227 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △2,152 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | 7,546 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △363 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 268 |
| 連結除外に伴う利益剰余金減少高 | | | | | | △67 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 953 | △14 | △25 | 560 | 1,473 | 1,473 |
| 当期変動額合計 | 953 | △14 | △25 | 560 | 1,473 | 6,705 |
| 当期末残高 | 2,930 | △9 | △248 | 1,493 | 4,165 | 44,932 |

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

# 連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　4社

連結子会社の名称　　三菱化工機アドバンス㈱、MKK東北㈱、MKK Asia Co.,Ltd.（タイ）、MKK EUROPE B.V.（オランダ）

なお、前連結会計年度において連結子会社であった化工機商事㈱は、当連結会計年度中に清算が結了したため、連結の範囲より除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称　菱化機械技術（上海）有限公司

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用している非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称

菱化機械技術（上海）有限公司

（持分法を適用しなかった理由）

非連結子会社及び関連会社は、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちMKK Asia Co.,Ltd.及びMKK EUROPE B.V.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同社決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券……原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等……総平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②デリバティブ
時価法
③棚卸資産
製品、材料及び貯蔵品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
①有形固定資産（リース資産を除く）
定率法、ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法
②無形固定資産
定額法、なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法、顧客関連資産（顧客関連）については、効果の及ぶ期間（10年～24年）に基づく定額法で償却を行っております。
③リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準
①貸倒引当金
売掛金、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
②賞与引当金
従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度負担額を計上しております。
③役員賞与引当金
役員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度負担額を計上しております。
④工事補償引当金
売上完了工事の引渡後発生する補償工事の支出に備えるため、過去2年間の実績基準に将来の補修見込を加味して計上しております。
⑤受注工事損失引当金
工事の損失に備えるため、当連結会計年度末の未引渡工事のうち、損失が発生することが見込まれ、かつ、損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
⑥役員報酬BIP信託引当金
役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を基礎として計上しております。
⑦従業員株式給付引当金
従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式付与ESOP信託に関する株式付与規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を基礎として計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約……輸出入取引

③ヘッジ方針

デリバティブ取引は全て実需に関する取引に限定し、輸出入取引に係る相場変動の相殺を目的としております。

④ヘッジ有効性の評価

為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段の通貨種別、行使日、金額等の条件がほぼ同一であり、相関関係が高いことから、有効性の評価を省略しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益について、主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下の通りであります。

①物品販売

単体機械事業及びGX事業における各種単体機械の製品等の物品販売については、その引渡時点において顧客が当該製品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品等の引渡時点で収益を認識しております。

国内販売は、出荷時から製品等の支配が顧客に移転されるまでの期間が短期間である場合には出荷時に収益を認識しております。

輸出販売は、貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

②工事契約

主にエンジニアリング事業及びGX事業におけるプラント、環境設備の建設・エンジニアリングに係る工事契約は、その工事が契約期間にわたり実施されるものであり、財又はサービスに対する支配が契約期間にわたって移転し、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、履行義務の充足に係る進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。

ただし、工事契約のうち履行義務の充足期間がごく短い場合には、工事契約の履行義務を完全に充足した時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束した財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で測定しております。一定の期間にわたり認識される収益の測定に用いた履行義務の充足に係る進捗度は、発生原価に基づくインプット法に基づき、工事の総原価見積額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合として算定しております。

一部の工事契約に係る対価は、履行義務の充足とは別に契約時あるいは契約期間中に段階的に受領しておりますが、その他の取引の対価は履行義務を充足してから主に1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。また、重要な変動対価はありません。

当社及び連結子会社が当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりますが、顧客への販売における当社の役割が代理人に該当する一部の取引については、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、定額法（15年）により償却を行っております。

【表示方法の変更に関する注記】
（連結貸借対照表）
前連結会計年度において、有形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「建設仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。
なお、前連結会計年度の「建設仮勘定」は457百万円であります。

【会計上の見積りに関する注記】
①一定の期間にわたり認識される収益の測定に用いた履行義務の充足に係る進捗度の見積り
1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
売上高（一定の期間にわたり認識される収益）　57,590百万円
2）会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
当社及び連結子会社は、工事契約に係る収益認識について、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、履行義務の充足に係る進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。
一定の期間にわたり認識される収益の測定に用いた履行義務の充足に係る進捗度は、発生原価に基づくインプット法に基づき、工事の総原価見積額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合として算定しております。
工事は個別性が強く、基本的な仕様や作業内容が顧客の指示に基づいて行われることから、総原価見積額の算定にあたっては画一的な判断尺度を得ることは難しく、工事に対する知識と施工経験を有する工事管理責任者等による一定の仮定と判断を伴います。また、工事は一般に長期にわたることから、工事完了までの総原価見積額については、工事の進捗等に伴い各種工事費用の追加、仕様変更等が生じる可能性があるため、その見積り及び仮定を継続的に見直しております。
当社及び連結子会社は、毎月作成する個別工事の状況報告書（プロジェクト・ステータス・レポート）に基づき、総原価見積額の適切性を継続的に確認、評価する体制を確保しており、適切な履行義務の充足に係る進捗度に基づき適切な売上高を認識していると考えておりますが、予期できぬ原因等により総原価見積額の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する売上高の金額に影響を与える可能性があります。
②工事補償引当金の測定
1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
工事補償引当金　775百万円
2）会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
当社及び連結子会社は、売上完了工事の引渡後発生する補償工事の支出に備えるため、過去2年間の売上高に対する補修工事実績率の平均値に基づき補償工事費用の発生金額を求め、これに将来の補修見込等必要な調整を加味して工事補償引当金を計上しております。
将来の補修見込の見積りに利用する補償工事の総原価見積額については、工事の進捗等に伴い各種

工事費用の追加等が生じる可能性があることから、その見積り及び仮定を継続的に見直しております。

当社及び連結子会社では補償工事の対応状況、今後の費用見込額等について、当社で毎月実施している経営推進会議において適切に確認、評価する体制を確保しており、適切な総原価見積額に基づき工事補償引当金を認識していると考えておりますが、予期できぬ原因等により総原価見積額の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する工事補償引当金の金額に影響を与える可能性があります。

③受注工事損失引当金の測定

1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

受注工事損失引当金　　158百万円

2）会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社及び連結子会社は、工事の損失に備えるため、当連結会計年度末の未引渡工事のうち、総原価見積額が受注金額を超過したことにより、損失が発生することが見込まれ、かつ、損失額を合理的に見積もることが可能な工事について、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を受注工事損失引当金として計上しております。

工事完了までの総原価見積額については、工事の進捗等に伴い各種工事費用の追加、仕様変更等が生じる可能性があることから、その見積り及び仮定を継続的に見直しております。

当社及び連結子会社は、毎月作成する個別工事の状況報告書（プロジェクト・ステータス・レポート）に基づき、総原価見積額の適切性を継続的に確認、評価する体制を確保しており、適切な総原価見積額に基づき受注工事損失引当金を認識していると考えておりますが、予期できぬ原因等により総原価見積額の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する受注工事損失引当金の金額に影響を与える可能性があります。

④のれん及び無形固定資産(顧客関連資産)の評価

1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん　　740百万円

無形固定資産その他　　943百万円

2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合により取得したのれんは、今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。また、顧客関連資産は、既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことが期待される超過収益の現在価値として算定しております。これらは、いずれもその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。

のれん及び顧客関連資産の金額は、被取得企業の事業計画に基づく将来キャッシュ・フロー及び顧客関連資産から得られる将来キャッシュ・フローに基づいて、回収可能性を判断しておりますが、将来の事業環境の変化等により、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなった場合には、減損損失の計上が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類において認識するのれん及び顧客関連資産の金額に影響を与える可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

| | |
|---|---|
| 1．担保に供している資産及び担保に係る債務 | |
| 担保に供している資産 | 4,983百万円 |
| (1) 投資有価証券 | 4,197百万円 |
| (2) 有形固定資産 | |
| 建物及び構築物 | 623百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 104百万円 |
| 土地 | 59百万円 |
| 担保に係る債務 | 2,000百万円 |
| (1) 1年内返済予定長期借入金 | 700百万円 |
| (2) 長期借入金 | 1,300百万円 |
| 2．有形固定資産の減価償却累計額 | 11,894百万円 |

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1．当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数　普通株式　　23,741,850株

2．剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額（百万円） | 1株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年6月27日定時株主総会 | 普通株式 | 1,230 | 160 | 2025年3月31日 | 2025年6月30日 |
| 2025年10月31日取締役会 | 普通株式 | 922 | 40 | 2025年9月30日 | 2025年12月1日 |

（注）1．2025年6月27日定時株主総会の決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金12百万円が含まれております。

2．2025年10月31日取締役会の決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び従業員株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金12百万円が含まれております。

3．当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますので、2025年3月31日を基準日とする配当につきましては株式分割前の株式数を、2025年9月30日を基準日とする配当につきましては株式分割後の株式数を基準とした金額を記載しております。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当金の総額（百万円） | 配当の原資 | 1株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2026年6月26日定時株主総会 | 普通株式 | 1,731 | 利益剰余金 | 75 | 2026年3月31日 | 2026年6月29日 |

（注）2026年6月26日定時株主総会の決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び従業員株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金22百万円が含まれております。

【金融商品に関する注記】

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、資金運用につきましては、短期的な預金にて運用することとし、資金調達につきましては、銀行等金融機関からの借入による方針であります。デリバティブ取引は、為替変動リスクの回避を目的として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、並びに売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格等の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び電子記録債務は、1年以内の支払期日です。

外貨建ての営業債権債務については、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、運転資金及び設備投資に係る資金調達であり、短期借入金については、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行とコミットメントライン契約及び取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。長期借入金については、運転資金に係る借入契約及び本社・川崎製作所の建設に伴うタームローン契約を締結しております。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

上記の営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社及び連結子会社では、個別案件ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、与信管理に関する社内規程に基づき、新規取引開始時及び継続的取引について、取引先の与信審査を行うことで信用リスクに備えております。

デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務については、為替の変動リスクをヘッジするため、先物為替予約取引を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価を把握しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っており、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

当社及び連結子会社では、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により流動性リスクに備えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等である非上場株式（連結貸借対照表計上額1,266百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金及び買掛金並びに電子記録債務は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額(*) | 時　価（*） | 差　額 |
|---|---|---|---|
| (1) 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 5,402 | 5,402 | ― |
| 満期保有目的の債券 | 90 | 85 | △4 |
| (2) 1年内返済予定の長期借入金 | (700) | (681) | (△18) |
| (3) 長期借入金 | (1,300) | (1,273) | (△26) |
| (4) デリバティブ取引 | 14 | 14 | ― |

(*1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(*2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年6月17日）第24 - 16項に定める取扱いに基づき、時価開示の対象とはしておりません。また、当連結会計年度末に係る当該金融商品の連結貸借対照表計上額の合計額は172百万円であります。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式、地方債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で当社が保有している地方債は、相対での取引となり活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定し、レベル2の時価に分類しております。なお、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金又は買掛金と一体として処理されているため、その時価は、デリバティブ取引の時価に含めておりません。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

【収益認識に関する注記】

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

| | 報告セグメント | | | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| | エンジニアリング事業 | 単体機械事業 | GX事業 | |
| 地域別 | | | | |
| 日本 | 44,435 | 13,864 | 17,981 | 76,281 |
| アジア | 1,310 | 4,206 | 341 | 5,858 |
| その他 | 0 | 2,100 | － | 2,100 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 45,747 | 20,170 | 18,322 | 84,240 |
| 財又はサービスの移転時期 | | | | |
| 一時点 | 7,537 | 18,817 | 294 | 26,650 |
| 一定の期間 | 38,209 | 1,353 | 18,027 | 57,590 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 45,747 | 20,170 | 18,322 | 84,240 |
| その他の収益 | － | － | － | － |
| 外部顧客への売上高 | 45,747 | 20,170 | 18,322 | 84,240 |

（注）当連結会計年度より、「中期経営計画（2025年度～2027年度）」の方針に基づき、戦略的事業領域に該当するGX事業のさらなる推進・拡大に向けて定量的にモニタリング可能な体制への移行を図るため、新たな報告セグメントとして「GX事業」を追加しております。

2．収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「4．会計方針に関する事項(7) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3．当連結会計年度及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主に工事契約において、履行義務の充足に係る進捗度に応じて一定の期間にわたり認識した収益に係る未請求の対価に対する権利に関するものであります。

契約資産は、受領する対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権（売掛金、受取手形、電子記録債権）に振替えられます。

契約負債は、主に工事契約において顧客から受領した前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は7,899百万円であります。

当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益に重要な金額はありません。

(2) 残存履行義務に配分された取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は90,842百万円（エンジニアリング事業38,697百万円、単体機械事業10,640百万円、GX事業41,504百万円）であります。当該履行義務は、主に工事契約に関するものであり、履行義務の充足につれて概ね2年以内に収益を認識することを見込んでおります。顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

1．1株当たり純資産額　　1,972円37銭

2．1株当たり当期純利益　　331円34銭

（注）当社は役員向け業績連動型報酬制度及び従業員株式付与ESOP信託制度を導入しており、役員報酬BIP信託及び従業員株式付与ESOP信託が保有する当社株式を、1株当たり情報の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、当連結会計年度においてそれぞれの信託が保有する期末自己株式数は役員報酬BIP信託196,942株、従業員株式付与ESOP信託103,605株、期中平均自己株式数は役員報酬BIP信託193,518株、従業員株式付与ESOP信託102,808株であります。

（注）各注記の記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | | | 研究開発基金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 3,956 | 4,202 | 12 | 4,215 | 840 | 500 | 2,049 | 21,516 | 24,906 | △580 | 32,498 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △2,152 | △2,152 | | △2,152 |
| 当期純利益 | | | | | | | | 6,815 | 6,815 | | 6,815 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | | △363 | △363 |
| 自己株式の処分 | | | 122 | 122 | | | | | | 145 | 268 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | 122 | 122 | － | － | － | 4,663 | 4,663 | △217 | 4,568 |
| 当期末残高 | 3,956 | 4,202 | 135 | 4,338 | 840 | 500 | 2,049 | 26,179 | 29,569 | △797 | 37,067 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,914 | 4 | 1,918 | 34,416 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △2,152 |
| 当期純利益 | | | | 6,815 |
| 自己株式の取得 | | | | △363 |
| 自己株式の処分 | | | | 268 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 906 | △14 | 892 | 892 |
| 当期変動額合計 | 906 | △14 | 892 | 5,460 |
| 当期末残高 | 2,820 | △9 | 2,810 | 39,877 |

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

# 個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券……原価法

子会社株式及び関連会社株式……総平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等……総平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

製品、材料及び貯蔵品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法、ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

(2) 無形固定資産

定額法、なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき、当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき、当事業年度負担額を計上しております。

(4) 工事補償引当金

売上完了工事の引渡後発生する補償工事の支出に備えるため、過去2年間の実績基準に将来の補修見込を加味して計上しております。

(5) 受注工事損失引当金

工事の損失に備えるため、当事業年度末の未引渡工事のうち、損失が発生することが見込まれ、かつ、損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(7) 役員報酬ＢＩＰ信託引当金

役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を基礎として計上しております。

(8) 従業員株式給付引当金

従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式付与ＥＳＯＰ信託に関する株式付与規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を基礎として計上しております。

4．退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

5．収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益について、主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下の通りであります。

①製品販売

単体機械事業及びGX事業における各種単体機械の製品の販売については、その引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

国内販売は、出荷時から製品等の支配が顧客に移転されるまでの期間が短期間である場合には出荷時に収益を認識しております。

輸出販売は、貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

②工事契約

主にエンジニアリング事業及びGX事業におけるプラント、環境設備の建設・エンジニアリングに係る工事契約は、その工事が契約期間にわたり実施されるものであり、財又はサービスに対する支配が契約期間にわたって移転し、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、履行義務の充足に係る進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。

ただし、工事契約のうち履行義務の充足期間がごく短い場合には、工事契約の履行義務を完全に充足した時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束した財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で測定しております。一定の期間にわたり認識される収益の測定に用いた履行義務の充足に係る進捗度は、発生原価に基づくインプット法に基づき、工事の総原価見積額に対する事業年度末までの発生原価の割合として算定しております。

一部の工事契約に係る対価は、履行義務の充足とは別に契約時あるいは契約期間中に段階的に受領しておりますが、その他の取引の対価は履行義務を充足してから主に1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

当社が当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりますが、顧客への販売における当社の役割が代理人に該当するエンジニアリング事業の一部の取引については、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

6．重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7．ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約……輸出入取引

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引は全て実需に関する取引に限定し、輸出入取引に係る相場変動の相殺を目的としております。

(4) ヘッジ有効性の評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段の通貨種別、行使日、金額等の条件がほぼ同一であり、相関関係が高いことから、有効性の評価を省略しております。

【会計上の見積りに関する注記】

(1) 一定の期間にわたり認識される収益の測定に用いた履行義務の充足に係る進捗度等の見積り

①当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高（一定の期間にわたり認識される収益）　53,510百万円

②会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表の記載と同一であるため注記を省略しております。

(2) 工事補償引当金の測定

①当事業年度の計算書類に計上した金額

工事補償引当金　775百万円

②会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表の記載と同一であるため注記を省略しております。

(3) 受注工事損失引当金の測定

①当事業年度の計算書類に計上した金額

受注工事損失引当金　158百万円

②会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表の記載と同一であるため注記を省略しております。

【貸借対照表に関する注記】

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

| | |
|---|---|
| 担保に供している資産 | 4,983百万円 |
| (1) 投資有価証券 | 4,197百万円 |
| (2) 有形固定資産 | |
| 建物 | 622百万円 |
| 構築物 | 0百万円 |
| 機械及び設備 | 104百万円 |
| 土地 | 59百万円 |
| 担保に係る債務 | 2,000百万円 |
| (1) 1年内返済予定長期借入金 | 700百万円 |
| (2) 長期借入金 | 1,300百万円 |

2．有形固定資産の減価償却累計額　10,999百万円

3．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | |
|---|---|
| 短期金銭債権 | 2,747百万円 |
| 長期金銭債権 | 303百万円 |
| 短期金銭債務 | 1,347百万円 |

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 1,664百万円 |
| 仕入高 | 3,588百万円 |
| 営業取引以外による取引高 | 483百万円 |

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における自己株式の数は以下のとおりであります。

| 株式の種類 | 当期首株式数(株) | 当期増加株式数(株) | 当期減少株式数(株) | 当期末株式数(株) |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 912,351 | 174,550 | 126,141 | 960,760 |

(注) 1. 自己株式の数の増加は、役員報酬BIP信託による当社株式の取得67,900株及び従業員株式付与ESOP信託による当社株式の取得106,500株、単元未満株式の買取り請求による増加150株によるものであります。自己株式の数の減少は、役員報酬BIP信託給付による減少76,860株及び従業員株式付与ESOP信託給付による減少35,121株、従業員持株会に対する第三者割当による自己株式の処分14,160株によるものであります。

2. 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記の株式数については、当該株式分割後の株式数を記載しております。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

| | |
|---|---|
| 退職給付引当金 | 1,139百万円 |
| 未払費用 | 515百万円 |
| 賞与引当金 | 323百万円 |
| 貸倒引当金 | 272百万円 |
| 工事補償引当金 | 243百万円 |
| 試験研究用設備 | 156百万円 |
| 減損損失 | 151百万円 |
| 未払事業税 | 127百万円 |
| 投資有価証券評価損 | 116百万円 |
| 資産除去債務 | 108百万円 |
| 賞与未払社会保険料 | 55百万円 |
| 受注工事損失引当金 | 49百万円 |
| 役員報酬BIP信託引当金 | 43百万円 |
| 従業員株式給付引当金 | 32百万円 |
| 減価償却費繰入超過 | 14百万円 |
| その他 | 18百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 3,369百万円 |
| 評価性引当額 | △494百万円 |
| 繰延税金負債と相殺 | △1,823百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 1,052百万円 |

（繰延税金負債）

| | |
|---|---|
| その他有価証券評価差額金 | △1,259百万円 |
| 前払年金費用 | △514百万円 |
| 資産除去債務 | △49百万円 |
| 繰延税金負債小計 | △1,823百万円 |
| 繰延税金資産と相殺 | 1,823百万円 |
| 繰延税金負債合計 | ― 百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,052百万円 |

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務用機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

| 属性 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | 三菱化工機アドバンス㈱ | 神奈川県川崎市 | 320(百万円) | エンジニアリング事業<br>単体機械事業<br>GX事業 | 100% | 機器・工事に関する発注<br>役務提供<br>資金援助 | 機器製作<br>設計・建設等 | 2,681 | 買掛金 | 1,169 |
| | | | | | | | 資金の貸付 | 200 | 関係会社短期貸付金 | — |
| | | | | | | | 貸付金の返済 | 1,000 | | |
| | | | | | | | 利息の受取 | 8 | — | — |
| 子会社 | MKK Asia Co.,Ltd. | タイ国バンコク市 | 15(百万バーツ) | エンジニアリング事業<br>GX事業 | 49% | 機器・工事に関する発注<br>役務提供<br>資金援助 | 機器製作<br>設計・建設等 | 188 | 前渡金 | 738 |
| | | | | | | | 資金の貸付 | 1,188 | 関係会社短期貸付金 | 1,117 |
| | | | | | | | 貸付金の返済 | 1,143 | | |
| | | | | | | | 利息の受取 | 20 | — | — |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．資金の貸付金利については、市場金利を勘案して決定しております。

２．MKK Asia Co.,Ltd.への貸付金に対し、865百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において64百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

３．MKK Asia Co.,Ltd.の取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。

【収益認識に関する注記】

収益を理解するための基礎となる情報は連結注記表の記載と同一であるため、注記を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

１．1株当たり純資産額　　1,750円47銭

２．1株当たり当期純利益　　299円25銭

（注）当社は役員向け業績連動型報酬制度及び従業員株式付与ESOP信託制度を導入しており、役員報酬BIP信託及び従業員株式付与ESOP信託が保有する当社株式を１株当たり情報の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、当事業年度末においてそれぞれの信託が保有する期末自己株式数は役員報酬BIP信託196,942株、従業員株式付与ESOP信託103,605株、期中平均自己株式数は役員報酬BIP信託193,518株、従業員株式付与ESOP信託102,808株であります。

（注）各注記の記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。